

○湖北環境衛生組合職員の勤務時間，休暇等に関する条例

〔昭和44年3月15日  
条例第6号〕

改正 平成18年2月15日 条例第4号

湖北環境衛生組合職員の勤務時間，休日及び休暇等に関しては，石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成17年石岡市条例第45号）の例によるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，平成17年10月1日から適用する。